

女川町移住支援金に係る誓約書

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

女川町長 殿

私は、女川町移住支援金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

1 宮城県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び女川町から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の要件に該当する場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領第5の1（2）及び女川町移住支援金交付要綱第9条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。

【全額返還の要件】

- ・ 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- ・ 移住支援金の申請日から3年未満に宮城県外の市区町村に転出した場合
- ・ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（テレワーク、関係人口は除く。）を辞した場合
- ・ 宮城県が地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して実施するみやぎUIJターン起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

【半額返還の要件】

- ・ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外の市区町村に転出した場合

3 移住支援金の申請日から5年以内に女川町以外の市町村に転出する場合には、女川町移住支援金交付要綱第9条の規定により女川町移住支援金に係る住所変更届出書を提出します。この住所変更届出書は、申請日から5年以内に他の市町村に移動する都度、女川町に提出します。